

重要な方針は各種の行政委員会を廢止しようという考え方であります。御承知の通り新憲法下におきまして、日本が民主国家として発足するについての一つの民主的行政の確立の方策といったしまして、各種の行政委員会といふものが設置せられて、單に行政が官吏のみならず民間の人々を加えて十分に民意を反映せしめて、行政の民主化を図るということが行政委員会の中心の仕事であつたたといふことは申すまでもないであります。第七回の国会におきまして、地方財政委員会を設置するときには、本多国務大臣がその提案理由を説明いたしましたときにも、地方自治の改革はいろいろ今日までやつて來たけれども、十分にその任務を果しておらない、そこで地方財政の自主性を重んじて國、都道府県、市町村の相互間の財政を調整して行くためには、どうしても地方財政委員会のとくに相当独立の権限を與えたところの機関が必要であるということを強調いたしまして、地方財政委員会といふものが設置せられたのであります。設置せられて今日までいくばくもないのに、突如又地方財政委員会を廢止しようといふのであります。政府の行政委員会廢止の理由の一つといたしましては、國家が国家行政を統一して実施する上において行政委員会のごとき半独立的の機關はその統一的行政執行の上から好ましくないといふことがその理由の一つであるようであります。私どもは地方行政委員会のごとき民主的な機関といふものは日本においてはまだ国民全体が民主的に訓練、自覺せられておりません關係もありまして、又政府みずか

らもかくのごとき民主的な機関をつくることにこれを活用するという熱意に欠けておつたと考えるのでありますて、従へて私どもみずからも行政委員会が今まで十分にその機能を發揮して完全なる任務を果したとは考へておりますまい。併しながらこのよきな新らしき機構といふものの十分にその任務を完遂し得るには、相当な日時をかさなければならぬと考えてあります。折角新憲法下において新らしく民主的行政機構の一つといたしまして設置せられましたこのよきな機関が、僅か数年の経験を経たに過ぎない今日において、政府が行政措置を統一してやる上において多少の煩雜があるといふ見地からいたしまして、これらの任務を十分に果し得る日時をかさずして又旧憲法時代のような官僚独善的の行政に復活させようといふ今日の行政委員会全廐の態度に対しましては、我々は断じて反対しなければならないと考へるのであります。

まして、これを実施いたしておるのであります。従つて国全体といたしますても、これらの地方選舉管理委員会を指導監督いたしまする組織として、機関としてこれを存置すべきであるといふことは当然のことと言わなければなりません。又地方選舉管理委員会におきましても、中央における全国選舉管理委員会の擴大強化を熱望いたしておるのであります。又地方選舉管理委員会の廃止を希望するところは殆どないという実情であります。従つて選舉のごときは一官庁の指揮下に置くべきものにあらずして、このよな委員会の下に民衆的にこれが行われるということが望ましいことは申すまでもないことであると考えるのであります。先ほど成瀬君からも申上げた通り、全國選舉管理委員会というがどとき重要な國の政治の根本をなす選舉をするこのよな委員会が廃止せられて、これが自治府の一長官の指揮監督の下に、自治府の選舉部という一つの部局において取扱われるということになりまするならば、從來の内務省が、今日の事情とは異なりますけれども、選舉干渉が猛烈に行われまして、選舉の弊害が繰出し、これが日本の政治の腐敗堕落の根源をなしたということは我々の記憶に未だ新たなるところであると考えるのであります。このような重大なる選舉が一つの自治府の選舉部を中心として行われ、そして自治府長官によつて指導せられるというようなことになりまするならば、從來の内務省と同様なる弊が再び起らんとは何人も断言することはできないと考へるのでありまして、以上のような理由によ

りまして、自治局設置には反対せざるを得ないのであります。修正案は原案よりは相当改正が加えられまして、よくなつておるとは考えるのであります。が、私どもはこの自治局設置の根本方針に對して反対でありますので、以上簡単な理由を以て反対の態度を明らかにいたします次第であります。

○竹下豐次君 私はこの修正案及び修正案を除きました原案、両方に賛成の意を表するものであります。

ましても、世間が非常に迷つていると
いうのが今日までの状態であるように
思います。民主化するということは、
多教の意見を聞くと、多数の意見を尊
重するということでありまして、何も
内閣と離れたような、そういう行政機
関で以てきめなければそれが民主化で
はないというわけでもないのであります
して、多數の意見を尊重するという建
前で行きましたならば、ほかの制度で
も結構なのであります。それが特に内
閣の責任をはつきりせしめるような機
構といったしまして、そうして今回もこ
の際地方財政委員会に代えて審議会を
挙げて、そゝして立派な委員を集め
て、その意見を聽取して、民主的にや
ろうという方が原案なのであります
と、むしろ責任をはつきりする意味に
おきまして、現在の機構よりも優れる
ものであるということを私は確信して
いるのであります。選舉管理問題にい
たしましても、やはり同様のことと私
は考えております。こういう意味にお
きまして、私は繰返して申上げます
が、内閣の責任をはつきりするという
非常な立派な特徴を持つておりますこ
とをいまして、本案及び修正案に賛
成するものであります。尤も原案につ
きましては、政府は我がままをしやす
いといふような弊害に流れやしないか
という心配が全くないわけでもありま
せなんだので、本委員会におきまして
いろいろ懇談も重ねまして、そうして
その点は十分の注意を拂つて細かい修
正案が成立したということでありまし
て、その運営を誤らずに行けば、立派

公共企業体等調停委員会」に「公共企

業体仲裁委員会」を「公共企業体等

仲裁委員会」に改める。

第六條第一項第十二号の次に四号

を加える改正規定の次に次の改正規

定を加える。

第六條第二項中「前項第十号に掲

げる事務及び」を「前項第十号及び

第十二号の三に掲げる事務並びに」

に改める。

第十條第二十三号の改正規定中

「削り、」を削る。」に改め、同條の

次に一條を加える改正規定を削る。

第十二條第一項の改正規定中「地

方電波監理局」を削り、同條第二項

の改正規定中「第八條から第十條ま

でに掲げる事務の一部を分掌し、」及

び「地方電波監理局は第十條の二並

びに」を削り、「事務の一部を分掌

し、」を「事務並びに」に改める。

第十三條の改正規定中の同條第三

項、第四項及び第七項を削り、第五

項中「地方郵政局及び地方電波監理

局」を「及び地方郵政局」に改め、

同項を第三項とし、第六項を第四項

とし、第八項中「以外の出張所」を

削り、同項を第五項とする。

第十四條の改正規定を削る。

第十七條の次に一條を加える改正

規定を削る。

第十九條第一項の表の目的の欄中

次のように改める。

「運営」の下に「及び事務（電波及び

放送の規律に関するものを除く）の

公平且つ能率的な運営」を「その事

業」の下に「及び事務（電波及び放

送の規律に関するものを除く。」を

加える。

第二十一條の改正規定の前に次の

改正規定を加える。

第三章の次に次の「一章を加える。

第三章の二 外局

（外局）

第十九條の一 國家行政組織法第三

條第二項の規定に基いて、郵政省

に置かれる外局は、左の通りとす

る。

電波監理委員会

2 電波監理委員会の組織、所掌事

務及び権限は、電波監理委員会設

置法（昭和二十五年法律第百三十

三号）の定めるところによる。

第二十一條の改正規定中の同條第

三項中「電波監理局に次長二人を」

を削る。

第二十一條の次に一條を加える改

正規定を削る。

附則中「七月一日」を「八月一日」

に改める。

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案に対

する修正案

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案に対

する修正案

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案に対

する修正案

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案に対

する修正案

「一人以上」に改める。

第十二條第二項中「四人以上」

を「二人以上」に「三人」を「一

人に改める。

第十八條中「内閣総理大臣」を

「郵政大臣」に改める。

第二十六條第三項中「分掌する

ものとし、その範囲は、政令で定

める。」を「分掌する。」に改め、

同條第六項及び第七項中「電波監

視局及び」を削る。

第二條（電波法の一部改正）第三

條（放送法の一部改正）第四條（有

線放送業務の運用の規正に関する法

律の一部改正）及び第六條（判事補

の職權の特例等に関する法律の一部

改正）を削り、第五條（地方自治法

の一部改正）を第二條とし、第七條

を次のように改める。

（労働関係調整法等の一部を改正

する法律の一部改正）

第三條 労働関係調整法等の一部を

改正する法律（昭和二十七年法律

第二号）の一部を次のように改

正する。

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案の一部

を次のように改める。

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案の一部

を次のように改める。

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案の一部

（藤田専門員朗読）
郵政省設置法の一部を改正する法
律案に対する修正案
郵政省設置法の一部を改正する法
律案の一部を次のように修正する。
第三條の改正規定中第二項第三号
を第四号とし、第四号を第五号とし、
第二号の次に次の一号を加える。
三 国民貯蓄債券の売りさばき、
償還及び買上並びにその割増金
の支拂に関する業務

第六條第一項第十二号の次に四号

を加える改正規定中の第十二号の三

中「公共企業体調停委員会」を「公

共企業体等調停委員会」に「公共企

業体仲裁委員会」に改め、第六條第一項

第十二号の次に四号を加える改正規

定の次に次の改正規定を加える。

第六條第二項中「前項第十号に

掲げる事務及び」を「前項第十号

及び第十二号の三に掲げる事務並

びに」に改める。

第十九條第一項の表の改正規定中

「第十九條第一項の表」の下に「目的

の欄中「運営」の下に「及び事務（電

波及び放送の規律に関するものを除く。」に改める。
第二條（電波法の一部改正）中第
九十九條の次に「一章を加える改正規
定のうち第九十九條の十一に次の二
項を加える。
附則中「七月一日」を「八月一日」

に改める。

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案の一部

を次のように修正する。

第二條（電波法の一部改正）中第

九十九條の次に「一章を加える改正規

定のうち第九十九條の十一に次の二
項を加える。

規定期による工事設計変更の許

可又は第七十一條第一項の規

定期による無線局の周波数等の

指定の変更の処分をしようと

するとき。

第二條（電波法の一部改正）中第

九十九條の次に「一章を加える改正規

定のうち第九十九條の十一に次の二
項を加える。

前項第三号に掲げる事項のう

十三年法律第二百四十四号）に基

く相当の機関となり、同一性をも

つて存続するものとし、その職員と

委員長及び委員を含む。以下同

じのは、別に命令を発せられない。

場合においては、同一の勤務條件

をもつて、郵政省の相当の職員と

なるものとする。

○委員長（河井彌八君）次は栗柄君の

御発議になりました修正案を朗読いた

します。

郵政省設置法の一部を改正する法

律案に対する修正案

郵政省設置法の一部を改正する法

律案の一部を次のように修正する。

第三條の改正規定中第二項第三号

を第四号とし、第四号を第五号とし、

第二号の次に次の一号を加える。

三 国民貯蓄債券の売りさばき、
償還及び買上並びにその割増金
の支拂に関する業務

第六條第一項第十二号の次に四号

を加える改正規定中の第十二号の三

中「公共企業体調停委員会」を「公

共企業体等調停委員会」に改め、第六條第一項

第十二号の次に四号を加える改正規

定の次に次の改正規定を加える。

第六條第二項中「前項第十号に

掲げる事務及び」を「前項第十号

及び第十二号の三に掲げる事務並

びに」に改める。

第二條（電波法の一部改正）中第

九十九條の次に「一章を加える改正規

定のうち第九十九條の十一に次の二
項を加える。

前項第三号に掲げる事項のう

「その事業」の下に「及び事務（電波
及び放送の規律に関するものを除く。）」を加え、同表を加える。

附則中「七月一日」を「八月一日」

に改める。

郵政省設置法の一部改正に伴う関

係法令の整理に関する法律案の一部

を次のように修正する。

第二條（電波法の一部改正）中第

九十九條の次に「一章を加える改正規

定のうち第九十九條の十一に次の二
項を加える。

規定期による工事設計変更の許

可又は第七十一條第一項の規

定期による無線局の周波数等の

指定の変更の処分をしようと

するとき。

第二條（電波法の一部改正）中第

九十九條の次に「一章を加える改正規

定のうち第九十九條の十一に次の二
項を加える。

規定期による工事設計変更の許

可又は第七十一條第一項の規

定期による無線局の周波数等の

指定の変更の処分をしようと

するとき。

第二條（電波法の一部改正）中第

九十九條の次に「一章を加える改正規

定のうち第九十九條の十一に次の二
項を加える。

規定期による工事設計変更の許

可又は第七十一條第一項の規

定期による無線局の周波数等の

指定の変更の処分をしようと

するとき。

第二條（電波法の一部改正）中第

九十九條の次に「一章を加える改正規

定のうち第九十九條の十一に次の二
項を加える。

ち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

第二條（電波法の一部改正）中第九十九條の次に「一章を加える改正規定のうち第九十九條の十二」の第一項中「前條」を「前條第一号及び第二号に」改め、同條の次に次の二條を加える。

第九十九條の十三 電波監理審議会は、第九十九條の十一に掲げる事項その他の電波の規律に関する事項を郵政大臣に対して必要な勧告をすることができる。

〔勧告〕

第九十九條（放送法の一部改正）に次の改正規定を加える。

第九十九條の十三 電波監理審議会は、第九十九條の十一に掲げる事項その他の電波の規律に関する事項を郵政大臣に対して必要な勧告をすることができる。

郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

第三條（放送法の一部改正）に次の改正規定を加える。

〔電波監理審議会への諮詢〕

第四十八條 郵政大臣は、左に掲げる場合には、電波監理審議会に諮詢し、その議決を尊重して措置をしなければならない。

信料免除の基準及び受信契約の実施命令、第四十三條第一

項（放送の廃止又は休止の認可）又は前條（放送設備の譲渡等の認可）の規定による処分をしようとするとき。

二 第三十七條第二項の規定により日本放送協会の收支予算、事業計画及び資金計画に対する意見を附けようとするとき。

前項各号に掲げる事項のうち、電波監理審議会が軽微なものと認めるものについては、郵政大臣は、電波監理審議会に諮問しないで措置をすることができる。

〔勧告〕

第四十九條 電波監理審議会は、前條に掲げる事項その他の放送の規律に関し、郵政大臣に対して必要な勧告をすることができる。

〔勧告〕

郵政大臣は、前項の勧告を受けたときは、その内容を公表するとともに、これを尊重して必要な措置をしなければならない。

第四十九條（有線放送業務の運用の規律に関する法律の一部改正）のうち第九條第二項の改正規定を次のように改める。

二 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七章（異議の申立て及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立てに関し適用する。この場合においては、同法第八十

五條中「第八十三條」とあるのは「有線放送業務の運用の規正に関する法律第九條第一項」と読み替えるものとする。

第七條の次に次の二條を加える。

〔労働関係調整法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第八條 労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二條（公共企業体労働関係法の一部改正）のうち第二條の改正規定中「日本放送協会から委託された業務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂」に関する業務」を加える。

附則第五項中「九箇月」を「八箇月に」「一年九箇月」を「一年八箇月」に、「二年九箇月」を「二年八箇月」に改め、同項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

五 この法律施行の際国会が閉会中の場合においては、郵政大臣は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定にかかるわらず両議院の同意を得ないで、電波監理審議会の最初の委員会を任命することができる。

第六条（有線放送業務の運用の規律に関する法律の一部改正）のうち第九條第二項の改正規定を次のように改める。

二 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七章（異議の申立て及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立てに関し適用する。この場合においては、同法第八十

〇成瀬権治君 今波多野委員、栗栖委員から提案の修正案を見たわけですが、私たち懇談会においてこうした読み替えるものとする。

第七條の次に次の二條を加える。

〔労働関係調整法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第八條 労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二條（公共企業体労働関係法の一部改正）のうち第二條の改正規定中「日本放送協会から委託された業務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂」に関する業務」を加える。

附則第五項中「九箇月」を「八箇月に」「一年九箇月」を「一年八箇月」に、「二年九箇月」を「二年八箇月」に改め、同項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

五 この法律施行の際国会が閉会中の場合においては、郵政大臣は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定にかかるわらず両議院の同意を得ないで、電波監理審議会の最初の委員会を任命することができる。

第六条（有線放送業務の運用の規律に関する法律の一部改正）のうち第九條第二項の改正規定を次のように改める。

二 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七章（異議の申立て及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立てに関し適用する。この場合においては、同法第八十

〇成瀬権治君 今波多野委員、栗栖委員から提案の修正案を見たわけですが、私たち懇談会においてこうした読み替えるものとする。

第七條の次に次の二條を加える。

〔労働関係調整法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第八條 労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二條（公共企業体労働関係法の一部改正）のうち第二條の改正規定中「日本放送協会から委託された業務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂」に関する業務」を加える。

附則第五項中「九箇月」を「八箇月に」「一年九箇月」を「一年八箇月」に、「二年九箇月」を「二年八箇月」に改め、同項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

五 この法律施行の際国会が閉会中の場合においては、郵政大臣は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定にかかるわらず両議院の同意を得ないで、電波監理審議会の最初の委員会を任命することができる。

第六条（有線放送業務の運用の規律に関する法律の一部改正）のうち第九條第二項の改正規定を次のように改める。

二 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七章（異議の申立て及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立てに関し適用する。この場合においては、同法第八十

〇成瀬権治君 今波多野委員、栗栖委員から提案の修正案を見たわけですが、特にこの点に関しては、栗栖委員の意見を尊重するべきである。

第七條の次に次の二條を加える。

〔労働関係調整法等の一部を改正する法律の一部改正〕

第八條 労働関係調整法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二條（公共企業体労働関係法の一部改正）のうち第二條の改正規定中「日本放送協会から委託された業務」の下に「国民貯蓄債券の売りさばき、償還及び買上並びにその割増金の支拂」に関する業務」を加える。

附則第五項中「九箇月」を「八箇月に」「一年九箇月」を「一年八箇月」に、「二年九箇月」を「二年八箇月」に改め、同項を第七項とし、第四項の次に次の二項を加える。

五 この法律施行の際国会が閉会中の場合においては、郵政大臣は、第二條の規定による改正後の電波法第九十九條の三の規定にかかるわらず両議院の同意を得ないで、電波監理審議会の最初の委員会を任命することができる。

第六条（有線放送業務の運用の規律に関する法律の一部改正）のうち第九條第二項の改正規定を次のように改める。

二 電波法（昭和二十五年法律第二百三十一号）第七章（異議の申立て及び訴訟）の規定は、前項の異議の申立てに関し適用する。この場合においては、同法第八十

いつたような、いろいろな問題があるわけでござりますが、そうした場合に、これを政府が一手の、強力な中央集権的な上に握つてやつて行くといふことは、私はその意図がです、政府の意図が奈辺にあるかといふ点について、疑わざるを得ないのでござります。本来ならば私たちには前の地方自治の問題についてもありましたように、委員会の制度だと思ひます。私は何と申しましても、その途上にある日本において、委員会制度を政府が民主化れりの立場において私ははずしたものではないと思う。若し政府がそういう認識であるとするならば、重大なる私は誤りであると思ひう。ですから、私は政府が委員会制度を、いうものを抹殺したゆえんは、いわゆる中央集権化を図り、そうしてこの国際的な危機に何か政府は大きな手を打たんとするための、委員会制度をはずして行こうとするものだと思ひます。そういうふたよな意味を勘案する場合に、何と申しましても栗栖案はこの委員会ですか、電波監理審議会の権限を強化されておると申されますけれども、なお私はほど遠いものだと思ひます。

するか、ここに問題の焦点があると思ふのであります。今回政府によつて企図せられておる機構改革の大きな眼目である行政委員会廃止の問題がここに出ておるわけであります。私は行政委員会の問題は、過去の経験に照して废止すべきものもあるであらうし、又意見が分れて存置を主張しなければならないものもあると思うであります。大体行政の統一的運営による能率化の問題と行政の民主的運営、或いは中立性の問題とは相反する結果が起る場合が相當考えられるのでありますけれども、これをすべて一方のみを強調いたしまして、すべてを今回政府提案のように形に持つて行くことが適當であるかどうかについては、非常に疑問を持つております。私は電波監理委員会の事務の性質、内容等から考えて、これは郵政省の外局として存置するのを適當と認めますので、波多野修正案に賛成するものであります。

一層強力なる行政ができるであろうと思つておる次第であります。それは先ほども申しましたように、委員会があたかも大臣と密接な関係があるかのごとく、或いはなきかのごとく、ぬえ的の存在であつたがために、今日までの経過を辿つてみますといふと、その所管大臣がこの問題について力を注がれることのが比較的少かつたという非難が世間でもあるよう私は聞いておるのあります。今回非常に強力な諸問題関として審議会をお作りになりまして、その意見を尊重して、そうして活動なる雷撃行政を施かれるということに相成るのであります。一段の進歩でありますことは、従来よりも一層強力がらこれがややもするというと、昔の官僚式の形に返つて来て、そうして政府なり或いはその與党がこれを悪用する嫌いがありはしないかということを世間の一部の人も心配しておる人があります。又私の察しますところ、これに従事しております公務員の諸君のうちでも、多数の人がそういう疑惑を持つておられるやに察せられる筋もあります。私をして言わしむるならば、かよなことは少し心配しきりであります。従業員の諸君、公務員の諸君も從来よりも一層幸福な立場に進んで行かれることがあらうと思ふのであります。併しながらかよな域に進めることができるかどうかといふことは、よつて以てこの後の内閣の責任者の心掛け如何、運営の如何に

関連することが非常に重大であるのあります。ひとりこの電波監理委員会の問題のみならず、ほかの行政委員会も私はこの際おやめになりまして、そして政府部内の機構に織込んで活動されようということに相成つておりますことにつきましては、どの委員会につきましても、政府の今後の運営について世間では非常に重大なる関心を持つて注目しておる次第でありまして、この際運営を誤るか否かということにつきましては、若し誤るようなことが万一あつたとしますれば、政党政治の不信をます々大ならしめる、ついでそれが議会の不信になるというようなことに相成りまして、国家のために非常に憂慮すべき状態に立ち至らないとも限らないと思つております。まさか現内閣の諸公におきまして、かような失態を演ぜられようと私は思ひませんけれども、特に世間ではそういう心配をしておる者も相当にあるやに私は承つておりますので、特にその点を氣をお付けになりますて、立派な権力的の運営をして頂きたい。これを私の希望として申述べて、栗栖修正案を含む原案に賛成の意を表するものであります。

員からお述べになりましたように、私は一つの新しい行政制度のあり方としてこの制度を我が国としては育成をして行く努力を拂うべきではないかと、こういうふうに思うものであります。従つてこの行政委員会制度がまだできてもなくここに葬り去られんとすることは誠に遺憾であると存じまするところに、この新しい制度についての育成というものをお考えにならなかつた政府の今回の措置に対しでは、甚だこれ又遺憾の意を表したいと思うものであります。行政委員会の制度について責任政治の下における責任の帰一、明確化といふことが、しばく論ぜられておりますけれども、併しこれは根本的には一番大事な任命権を政府がお持ちになつておるのであります。而もその委員会のように客観的な事実を基礎にして、客觀的に例えば交付金額の算定をするというようなものは違つて、この電波監理委員会は一つの行政機関であります。従つて今申上げたように新しい行政制度としての育成の道を講ぜずしてここにこれを廢止するということは、余りにも短兵急に過ぎるような感を深くせざるを得ないものと存するのであります。そのほかの理由につきましては、成瀬委員、それから又三好委員からお述べになつた通りでありますて、政府も行政委員会制度として存すべきもの、我々も又そう思いますけれども、例えば国家公安委員会、或いは又文化財保護委員会、こういうような委員会制度というものは存置されおられるのであります。委員会をすべ

行政運営において能率的でなければならぬと想うのであります。従つて今由衷で上げたような機構いじりのための改選は、むしろ政府の意図するところと異なつて、却つて行政運営の非能率化、且つ責任の所在を不明確ならしめる監視制度とか、或いは次長制度のごときふのを生む結果になるわけであります。部の問題については、すでにこの委員会でも全会一致を以ちまして、数省の設置法が修正されましたので、この点には触れませんが、特にこの農林省の設置法を機いたしまして、外局の問題が初めて出て参りましたから、この点について多少の意見述べてみたいと思うのであります。

外局ということやめて、政府はむしろこれを内局にし、そうしてその内局にしたものについて機構の厖大なるものについては、特に事務委任の権限を、事務委任をその局長に委すればいいじゃないかということを先ず一つの理由に挙げておられます。このことは委員会においてしばゞ論議をされ、特に三好委員からの的確のことについての批判をお述べになりましたようになります。或る局は特にAクラス、或る局はBクラス、Cクラスというように、内部部局間ににおける均衡を失するといふことは、却つて機構を混雜ならしめます。併しそれは外局は外局としてだけに、外局の制度が設けられたものと思ひであります。從来も各省の間においていろいろの外局を運営して行くことによつて、却つて能率的に、効率的に行政運営ができると思われるのです。

又その次の問題として、政府は外局にあるものが内局になることによつて、大臣次官が自分のものとしてこれを取扱うということによつて行政運営の能率が上る。こういうことをよく言われております。このことについても同じく長い間の委員会において随分討論をされた問題であります。結局外局の長官とそれから内局の大蔵次官の事務が連絡がうまく行くかどうかという、要するにこれは人の問題になるとおもいます。この人の問題に關連して第三番目に政府が挙げられておることは、外局は平时はいいけれども、一たび事があつた場合にはうまく行かない。例えば中小企業庁における鰐川長官問題、或いは水産庁における飯山事件、こういうことがその適例だということをよく言われております。併しこれも今申上げたように、人の問題であると同時に、私は特にその二つの事例を考えて見まして、役所事務に慣れない民間のおかたがそれらの役所の官庁の長官になられて、従つて鰐川氏にしても或いは飯山氏にしても、そういうことから來たところの好ましからざる事態が生じたものと思うであります。これは内局であると外局であるとを問わず、要するに私は人の問題だと考えますので、このことは政府が主張せられるようなことは必ずしも当らんと思ふのであります。要するに行政官庁として、そうして又企業官庁或いは現業官庁として、更に厖大な組織を持つておるものについては、これを外局にすることによつて、外局が意図せられてある行政運営の能率化、効率化が期せられ、而も又このことが、これを内局にすることによつていろいろの局間

に差別をつけることよりは、むしろ行政運営を簡素化せしめるゆえんだと考へるのであります。それらの觀点が取入れられまして、今回のこの農林省の設置法の修正が自由党を除く各派の共同修正としてできておるのであります。このことは私は誠に適切な修正だと考えるのであります。従つてその觀点から、この修正案を含む案に賛成をするものであります。

なお、この機会に一言附け加えて申上げておきたいことは、農林省の林野庁の営林局の関係について、今回新らしく営林局が移動設置され、例えば木曾福島の営林局が長野、或いは前橋の営林局が福島に移転される計画が原案にはあつたのであります。委員会といたしましては、特に緑風会といたしましては、この点についてはなお将来この問題は継続して審議をする、従つて今回この案について反対というような意味で、これをひつ拈めて棚上げしたことをつけ加え、重ねて今回のこの各会派の共同修正案を含めた原案に賛成するものであります。

○三好始君 私は農林省設置法の一部を改正する法律案に対しまして、只今提出されております修正案を含めて原案に賛成いたしたいと思います。

今回の機構改革は大別すると三つの改革案を含んでおると考えられております。一つは行政委員会の整理の問題、もう一つは各省の外局を廃止して内局にするという問題、もう一つは国家行政組織法の原則に還つて内局の部

を全廃して、これに代るものとして長、監の制度を新設した。こうう点に要約することができると思うのありますが、この中では非別といしまして、本格的な機構改革と言えのは行政委員会の整理ぐらいのものありますて、外局を形式上内局にすることによつて実質的な機構改革、或は行政の簡素化ができるものとは考られないであります。むしろ先ほ楠原委員が指摘されましたように、つて事務の実情に基いては内局より、外局が適當だということもあつて、は局を形式的に内局にしたからといって、事務が円滑に運営され、簡素化されるものではなくして、却つて事務が非効率になるという虞れすら考えられるであります。外局の事務が著しく変更されたのであればともかくとして、そぞうないものをただ形の上だけで内局にすればそれで機構の簡素化になると、うふうな考え方には到底賛成することができないのであります。又外局の問題につきまして、政府並びに自由党の諸君が心配せられておるよう、大臣の統制力が外局に及ばないものであるとかのような考え方には間違いであると田山さんもおっしゃいました。設置法のことを探してもそういう根拠は見当らないのであります。私はたゞく農林省設置法案で出て參りました林野庁、食糧庁の問題は、これは事務の実情から判断して却つて外局で運営して行くほうが合理的なもののが一般的なものでないかと考えるのではありません。まあ内局の部を全廃して性格のはつきりしない監制度を新設したところが改正法草案の審議を通じて自由

党の諸君も確認せられておると私は解しておるのであります。従つての法律案においては部制の復活については自由党の諸君も賛成せられてゐる、こういう結果になつたものと考へておるのであります。従つて行政委員会が野党の反対にもかかわらず殆んど政府の企図せられておる通りに決定した、或いは決定することがはつきりかつて来たということだけでも今回機構改革は一応政府並びに與党どもは満足していい性質のものであります。外局や或いは部制が復活したり、たことを以て機構改革案が骨抜きになつたというように考えるのはほんとしない認識の誤りであると私は思つてゐるのであります。

續り下げる後第三十二條第二項中「大臣官房の事務のうち、第七條第一項中「第七十五号から第二十号までに掲げる事務」を「鉱山保安局の所掌事務」に改める。第三章「特許庁」を「第三章 外局」に改める。

續り下げる後第三十六條中「特許庁」を「特許庁及び中小企業庁」に改める。

第三章中「第一節 総則を」「第二節 特許」に改める。

第三章「第二節 内部部局」を「第二款 内部部局」に、同章中「第五十号から第五十三号」を「第四十六号から第四十九号」に改める。

第三章「第三節 附屬機関」を「第三款 附屬機関」に改め、各行頭を一字下げる。

續り下げる後第四十五條中「第十六条」を「第四十七條」に改める。

第四章の前に次の二節を加える。

第二節 中小企業庁

(中小企業庁)

第四十八條 中小企業庁の組織、所掌事務及び権限は、中小企業庁設置法の定めるところによる。

附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

附則第二項中「左の法律」を「通商産業省設置法」「昭和二十四年法律第二百二号」に改め、「通商産業省設置法(昭和二十三年法律第八十三号)」を削る。

通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案に対する修正案
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案の一部を次のように修正する。
第一條（鉱山保安法の改正）及び
第二條（中小企法等協同組合法の改正）を次のように改める。
〔中小企法序設置法の改正〕
第一條 中小企業序設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。
第三條第一項に次の二号を加える。
十 特定中小企業の安定に関する臨時措置法（昭和二十七年法律第一号）の施行に関すること。
第五條を次のように改める。
〔附屬機関〕
第五條 中小企業序に附屬機関として、中小企業安定審議会を置く。
2 中小企業安定審議会については、特定中小企業の安定に関する臨時措置法の定めるところによる。
〔鉱山保安法の改正〕
第二條 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）の一部を次のようにする。
「通商産業省資源序」を「通商産業省資源」に改める。
第五條（公益事業令の改正）中第十八條の改正規定の次に次の改正規定を加え、同條を第十條とし、第十四條（電気事業再編成令の改正）を第九條とする。

附則第二十二項中「この場合に
おいて、第七十五條第五項中「委
員会」とあるのは、「通商産業大
臣」と読み替えるものとする。」を削
る。

第三條（輸出信用保険法の改正）
の次に次の五條を加える。

〔石油及び可燃性天然ガス資源開
発法の改正〕

第四條 石油及び可燃性天然ガス資源開
源開発法（昭和二十七年法律第百
六十二号）の一部を次のようて改
正する。

第一項中「資源廳」を「通
商產業省」に、第三十二條中「資
源廳鉱山局」を「通商產業省鉱山
局」に改める。

〔自転車競技法等の一部を改正す
る法律の改正〕

第五條 自転車競技法等の一部を改
正する法律（昭和二十七年法律第
二百二十一号）の一部を次のよう
に改正する。

附則第九項及び第十項を削る。

〔製塙施設法の改正〕

第六條 製塙施設法（昭和二十七年
法律第二百二十八号）の一部を次
のように改正する。

第十三條第七項中「通商產業省
設置法（昭和二十四年法律第百二
年法律第一号）」を「通商產業省設
置法（昭和二十四年法律第二百二
十七年法律第一号）」に改め
る。

〔航空機製造法の改正〕

第七條 航空機製造法（昭和二十七
年法律第一号）の一部を次のよ
うに改正する。

附則第四項を削り、第五項を第
四項とする。

第八條 電源開発促進法改正
七年法律第 号の一部を次のように改正する。
第十條第三項第六号を削り、第七号及び第八号をそれぞれ第六号及び第七号とし、同條第四項中「第八号」を「第七号」に改める。
工業技術院設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
工業技術院設置法一部を改正する法律案の一部を次のよう修正する。
附則第一項中「七月一日」を「八月一日」に改める。

し工業技術院を内局にしてしまったのに出ておると理解いたしております。併し工業技術院を内局にしてしまうに余りに機構が膨大でもあり、職員も多いということから外局的な地位を與えるという意味で、工業技術院といらうのが委員諸君の多数の意見でありますけれど、先ほど通過しました農林省設置法案につきましても外局を存置することにいたしたのです。そちらでありますれば、政府の原案にある工業技術院なるものも一応修正いたしまして、工業技術院という外局として存置することに何ら差障りはない。委員会の意向としては差障りはないと私どもは確信いたしております。併しながら委員諸君の多数の同意を得ることがこの点残念ながらできなかつたのであります。我々はその点甚だ遺憾と存じますが、その点にこだわつてこの修正案以外の残存部分について反対的な態度をとりますと、妙な結果になる虞れがあると看取いたしますので、甚だ遺憾であります。併し、この修正案を除く残余の部分についての賛成をするものであります。賛成に當つて今の工業技術院といたしましては、先ほど農林省設置法案を皆さんに御考慮を願いながら賛成をいたしました。

の反対の理由の際に中川委員から申されましたことによつておわかりと存じますが、今回の政府が提出されましたが、ところの行政機構の根幹は、原則として審判的性質以外のものの行政委員会は廃止するということ、第二は外局を内局に原則としてするということ、第三は内局の部を廃止するという点眼目となつておることは、昨日本会議において内閣委員長から報告がありました通りであるわけであります。而して内局のうちの部を廃止するといふ点につきましては、政府の意図にもかかわらず、我々参議院自由党としては実際に即したようにいたしたいと考えて、懇談会におきましても妥当なる結論を出すべくお互にお話し合ひて参つたのでありまするが、この第一と第二の行政委員会の廃止、外局の廃止といふ点につきましては、話がその点に触れますが、その点に触れまするや、修正案については我々といたしましては賛成しがたいといふことで参つて来ておりますることも、同僚の皆様の御承知の通りと思うのであります、そういうような点から見まするというと、この修正案の中には遺憾ながら中小企業庁を内局にするという提案に対しまして、再びこれを復活するというのがその中のあるのですあります。勿論我々といたしましては、中小企業庁の外局が内局になるということによつて決して中小企業に対するところの所掌事務がおながりになる、軽じられる、縮小せられるということはあり得ないということを確信しているものでありますし、又内局にしたために中小企業に対するところの政策が軽んじられる、縮小せられるということはあり得ないということは毛頭ないのであつて、むしろ大臣の直轄の下に内局

に於けるほうが行政機関としましても、力強く、内部におきましても、又外部に対しましても、その使命を達成することができるというふうに確信をいたしましたのであります。従いまして、その点は外局のほうが内局よりも中小企業のためになるのだとかいうお考え方かたによくは異にしておるわけであります。従いまして、私達は内局にするということが行政を簡素化して能率化するだけなく、中企業政策の推進により一層の力を添えるものであると、こういうふうに確信をしておるものであります。そして又それと同時に他の方面におきましても、中企業の全般的な政策についても推進しなければならんということを我々は党において検討をいたしておるような状態であります。その点は誤解のないようにこの際に明らかにいたしておきたいと思うのであります。そのよくなことが中心となりまして、この修正案には反対せざるをえないということになつておるのであります。その他の部分におきましては、同僚各位と意見を同じうした部分もござります。この点は卒直に認めるのであります。が、遺憾ながらこの大原則に反する修正案であるためにここに反対をせざるを得ないと、いふことになるのでござります。以上を以てまして反対の理由を申上げて修正案に反対をするのでござりまして、あと委員長から修正案を含む原案について賛成かどうかといふことにについては、それは賛成しますけれども、それだけではないのであります。

て、修正案の中に削られた政府の原案にも又養成しておるものであるといふことをあらかじめ御了承をお願いしたいと思います。

○竹下豊次君 私は本修正案及び修正案を除いた部分の原案に対しまして賛成の意を表するものであります。

ただ一つ鉱山保安局のこの後の運営につきまして政府に要望申上げたいと思うのであります。鉱山保安局は現在資源庁の一局として存在しておるのであります。原案になつておるのであります。原案によりまするといふと、今回通産省の官房の一部にこれを取込んで鉱山保安監といふものを置くという原案になつておるのであります。これは私から申上げるまでもなく、曾つて労働省と通産省との間に所管の争がありまして、どうしても両大臣の間の詰合いがつかず、總理大臣の決裁によつて通産省の所管になつたという歴史があるわけであります。両大臣とも頻りに自分のほうでやりたいと言つておられました。私はその当時としては労働省で所管すべき性質のものであらうと思つておつたのであります。が、私の意思に反しまして通産省の所管になりました、通産省の所管になりました時の通産省側の主張といたしましては、坑内の技術等と非常に密接不思議なつたならば、監督が非常にやかましくなつて、通産省のほうで探査のほう司分の関係があるから、どうしても通産省でやらなければならぬのだといふ一応尤も理由が付せられておつたのであります。それはその通りであります。併し又疑つて見れば、それを労働省で切離して所管されるということになつたならば、監督が非常にやかましくなつて、通産省のほうで探査のほうの支障になるような場合がないとも限らないといふ心配もあつたのじやない

かるうかと私は想像しておつたのではあります。通産省はどちらかと申しまするといふと、直接眼に見える生産のほうに主力を注がれまして、通産省に必ず出入りしておる人たち、接触される人たちが資本主系統の人のみであります。現在はこの鉱山保安局というものは资源厅にありましたから、その関係の人たちは労働方面の人も出入しておられます。しかし、大半は資本家側の人たちでありますし、役人の頭も自然とあります。従つてこの現在までの状態におきましても、必ずしも私のひがめでないだらうと思つておりますが、鉱山保安局といふのがあつても、これはちよと養子に取つておるのだと、いちよな形が続いて來たのじやないか。併し養子も本当に欲しい養子ではなくして、よそに離しておいたならば邪魔になるかもしないから、家の養子にして置こうといふような気持が残つていやしないか。その現れが今度小さい監といふようなものを置いて、官房の一部でその仕事をするようになります。若し私のこの想像が当らなかつたら非常に仕合せでありまするが、私は忌憚なく申しますならば、そういう氣持がいたしたのは、誠に時宜を得た立派な修正であります。今回この修正案ができまして、鉱山保安局としておるものを通産省の一局として設けられるということに修正されたのは、誠に信しておるのでありまするが、併し

通産省の幹部の人初めて役人全体の頭で、私の想像しておつたような考え方で、その後も又続く、というようなことになると、ましたならば、折角局といふものが持されるということになります。又その運営を誤る危険が非常に多い、と思うのであります。私はこの保安の問題につきましては、私自身のことを上げまして甚だ恐縮でありますのが、別に自慢話ではありませんので、むしろ恥さらしを申上げる次第でありますから、簡単に申上ることをお許しを願いたい、と思うのであります。それは大正の初め頃日独戦争がありまして、私は福岡県の警視として保安課長を勤めておりました。その当時福岡県の筑豊炭鉱、三菱の方城炭鉱が爆発でございましたとして、一発のガスの爆発で五百八十七人、いう者が即死したのであります。丁度青島戦争のときでありまし、戦争で一年間で死んだ者の数よりも、一発の爆発で死んだ人のほうが多かつたのであります。職務上私はあまり飛んで参りました。數日といふよりも相当長い間その取片づけ、後の処置に苦心いたしたのであります。が、そのときの酸鼻の状態を今考えますと、本當に身ぶるいがするのであります。もとより今日はそういう予防措置を進んでおりますし、相当に役人の頭の切替えもあり、又労働運動でも盛んになりましたので、その当時の氣をつけておりますが、工場災害にいたしましても、又特に鉱山、そのうちの後の状態を私は相當な関心を持つてでも石炭山の災害というものは、本当に身ぶるいのするようなことが非常に多いと確信しておりますけれども、そ

多いのです。どうかその点を政府のほうでもよく頭に置いて頂きまして、折角できまする鉢山保安局の運営を十分に効果のあるよう労働者の立場もお考え下さいまして、運営をよくして頂きたいのです。かようなことはこれは社会党のおかたの申上げられるようなことであるのかも知れません。当然そのことは私から申すまでもなく社会党方面から労働関係の人たちは私よりも一層痛感しておられるところであろうと思いますが、併しだだ直接労働者に関係のある国民のみならず、その以外の人におきましても、例えば私みたいなやうな者でもこういふ関係についちゃ深い関心を持つておる国民が多數あるということをよくお考えをお願い申上げたいと存ずる次第であります。これだけの希望を申上げまして、賛成の意を表します。(拍手)

川長官は罷免されて、そのあとに坐られたところの長官は、次期総選舉に自由党から打つて出られるとか何とかいふようなことで今やめておられない。そのあとが補充されておらないというような点でも、私はその言葉は額面通り受取れない。これは私は生きた証拠だと、こう考えておるものでござりますけれども、おらないのでござりますけれども、もつと私は中小企業の振興に対しては広汎なる対策が必要であると思うのでござります。現在大蔵省関係の国民金融公庫であるとか、或いは商工中金ではあるとか、相互銀行であるとか、或いは信用組合或いは信用協同組合等のあらゆる金融機関とか、或いは資材面等の広汎な現業を中小企業庁の下に集めて金融とか或いは資材、税制、あらゆる面が総合的に調整されて行くところに中小企業の振興と申しますか、それがあり、そうして延いては私は日本の自立経済にそれが發展して行くものだとこう考えておるのでござりますが、そういうところに政府はこれを削つてしまふと、内局にするというような点は何と申しましても、遺憾なことであるが、これが修正をされておられら賛成をする第一の理由でござります。

番尊重されなくちやならないと思いま
す。それが相次ぐところの悲惨と申し
ますか、炭鉱、鉱山関係において災害
によつて人命を失つたということは、
ときに鉱山保安監を官房だけに置いて
やつて行くというよくな政府の態度
は、人の命を何と考えておるか、金さ
え儲ければ人の命はどうでもいいじや
ないか、そういうふうに解釈されても
私は弁解の余地はないものと考えおり
ます。それが今度鉱山保安局になつた。
なつたけれども、今申しましたように、
竹下委員も指摘されたように、私たち
の修正された意図が政府が鉱山保安監
だけで賄うておきさえすれば十分だと
いう考え方で、折角鉱山保安局に修正し
まして、運営を今言つたような頭に
おいてやられたならば、私は大変だと
思います。だから竹下委員がおつしや
られたよう、私もこの点は政府に強
く頭を切替えて人の命は少くとも非常
に尊重するのだという点において、十
分鉱山保安の点に万全の私は注意を拂
つて頂きたいという点を願いするとの
時に、これが修正案に賛成する第二の
理由でございます。

そういう画一的な、序をなくするのだからこれを苦しまぎれに院するといふようなそういうあいまいな態度でなくして、私たちはこの日本において特に科学技術の欠けておるといふよう有点は政府も相当認識されておられると思ふますから、そういう点は画一的なういうはずし方が悪くつて、すでに既に作られたところにこういうあいまいさがあると思うのであります。従いまして、私たちとしまして、これはやはり工業技術厅と申しますか、といううなり修正案として出なければ私たちも成立が非常に困難であるというふうに考りますから、この点は非常に遺憾ではございませんけれども、私たちは賛成をして、なほ次の機会にこれが科学技術向上発展されるような私は一つの機構である。併しこれも多数の意見がここに修正案として出なければ私たちも成立するから、この点は非常に遺憾ではございませんけれども、私たちは賛成をして、なほ次の機会にこれが科学技術向上発展されるよう私は一つの機構であることを期待いたしまして、非常に改革と申しますか、組織に復帰されるものという点を希望、そういう機会がござりますけれども、残余の部分に賛成をいたすものでございます。

題といったします。これに賛成の諸君の手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。故に通商産業省設置法案は修正議決すべきものと決定いたしました。

次に、通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案及びこれに対する修正案を問題といたします。先ず以て修正案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 多数であります。

次に修正案を除いた通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案を問題といたします。本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。故に通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案は修正議決すべきものと議決せられました。

以上二案に対し賛成の諸君の御署名を願います。

多數意見者署名

成瀬	幡治	竹下	豊治
楠見	義男	江田	三郎
波多野	鼎	上條	愛一
栗栖	赳夫	松原	一彦
三好	始		

の諸君の挙手を願います。

【賛成者挙手】

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。故に修正議決すべきものと議決せられました。

賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名

鈴木 直人	中川 幸平
成瀬 裕治	岡田 信次
郡 祐一	愛知 摶一
竹下 豊次	楠見 義男
江田 三郎	波多野 鼎
上條 愛一	栗栖 越夫
松原 一彦	三好 始

では諸君に申上げます。修正案がまだ十分できないことがわかりましたから、本日はこれを以て散会いたします。明日は午後一時から開会いたします。

午後八時十六分散会

○委員長(河井彌八君) なお、委員長の報告は委員長に「任願」します。

御異議ないと認めます。

○波多野鼎君 この次は議事の上で経済審議庁をおかげになると聞いておりますが、経済審議庁設置法についての修正案がまだ技術的にまとまっておらないようありますし、聞いてみますと、まだ三十分くらいかかるというお話ですが、今日はこの程度にして散会して頂いて、明日おやりになつて頂いたらどうですか。動議を提出いたします。(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○楠見義男君 今の波多野さんの御提案の事実を確認して、その結果によりて……。速記をとめますか

午後八時四分速記中止

○委員長(河井彌八君) ちょっと待つて下さい。今確認しようと思ひますか

午後八時十五分速記開始

○委員長(河井彌八君) 速記を始め